

安全報告書

令和5年度



土佐くろしお鉄道株式会社

ご あ い さ つ

平素から、土佐くろしお鉄道株式会社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

弊社は、第三セクター方式による地域の人々の鉄道という設立の趣旨に鑑み、地域を人をつなぎ、愛される存在になることを経営理念に掲げ、利用者の皆様に安全・快適にご利用いただけるよう、日々取り組んでおります。

令和4年度の安全輸送確保のための取り組みとしては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実設訓練は感染対策も行いながらの実施になりましたが、事故・災害等への想定やテロ等不測の事態への備え、更には、輸送障害や部外要因に起因する踏切トラブルなど、想定される様々なケースごとに訓練を重ねてまいりました。

そうした中ではありますが誠に遺憾ながら、本年6月の大雨の影響による列車脱線事故、8月には倒木と列車が衝突する運転支障を起こしてしまいました。

お客様をはじめ多くの皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

現在は、原因検証を進め関係機関の指導の下、ハード面・ソフト面の再発防止対策を講じ安全輸送に万全を期すよう努めております。

これからも、安全重点施策に基づき安全性の向上に努め、お客様に安心してご利用いただける公共交通機関として、安全輸送を第一に心がけ全力で取り組んでまいります。

記

【経営理念】

地域を人をつなぎ、愛される存在になります。

【経営ビジョン】

1. 安全輸送の確保を何よりも優先します。
2. お客様の笑顔のために心をこめたサービスを提供します。
3. 社員が誇りと働きがいを持てる組織の実現を目指します。



土佐くろしお鉄道株式会社
代表取締役社長 金谷 正文

安全報告書目次

- 1 輸送の安全確保に関する基本的な考え方 1
 - (1) 安全方針
 - ① 安全綱領
 - ② 安全行動規範
 - (2) 安全目標
- 2 令和4年度の安全輸送の実態 2
 - (1) 主な鉄道事故防止と再発防止策
 - (2) 鉄道運転事故
 - (3) 災害
 - (4) インシデント
 - (5) 輸送障害
 - (6) 行政指導等
 - (7) その他
- 3 安全管理体制 3
 - (1) 安全管理体制
 - ①安全管理体制図
 - ②主な管理者の役割
 - ③事故発生時の緊急連絡体制
 - ④内部監査の実施
 - ⑤安全管理体制の見直し
 - (2) 安全管理に関する会議等（課長会・運輸安全マネジメント会議・安全対策委員会
異常時対応訓練・安全衛生委員会・業務研究会）
- 4 安全対策の実施 9
 - (1) 人材対策
 - (2) 安全設備対策
 - (3) 安全に関する現場等における取組み
 - ①乗務員に対する確実な点呼
 - ②睡眠時無呼吸症候群対策
 - ③管理職及び助役の列車添乗指導による基本動作の励行・運転技術の向上
による列車の安全運行確認と乗務員教育の実施
 - ④輸送安全総点検の実施
 - ⑤ヒヤリ・ハット運動の推進
 - ⑥転落防止対策に関する取り組み
 - (4) 地震対策（早期地震速報システム）
- 5 利用者・沿線住民の皆さま、関係者との連携 11
 - (1) 利用者・沿線住民の皆さまからの声
 - (2) 利用者・沿線住民の皆さまへの要望
 - (3) 利用者・沿線住民の皆さま、関係者との協議
- 6 安全報告書へのご意見と第三者評価 1

1 輸送の安全確保に関する基本的な考え方

(1) 安全方針

安全方針として、「運転安全規範」に定める安全綱領のほか、7項目の安全行動規範を安全管理規程（平成18年10月1日制定）に定め、社長以下全従業員に対し周知を図り、『鉄道の基本的使命である輸送の安全確保を完遂する』ことを目指し取り組んでいます。

① 安全綱領

この綱領は、鉄道に従事する者が常に遵守すべきものであり、その安全保持の理念を確立し、輸送の使命を達成することを目的として『運転の安全確保に関する省令（昭和26年運輸省令第55号）』等に基づき、昭和63年4月に定め毎月行われる安全対策委員会等では、全員が唱和し安全意識の向上に努めています。

安 全 綱 領

1. 安全の確保は、輸送の生命である。
2. 規程の遵守は、安全の基礎である。
3. 執務の厳正は、安全の要件である。

②安全行動規範

- (1) 一致協力して輸送の安全確保に努めます。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するように努めます。
- (4) 職務の遂行に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は、最も安全と思われる取扱いをします。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- (6) 情報は洩れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

(2) 安全目標

当社は、平成10年6月中村線で列車衝突、平成17年3月宿毛線で列車脱線事故が発生しました。事故種別・事故原因は違っても、重大事故が2度も発生した背景には、安全意識の低下や作業のマネリ化があったと思われます。

今後、このような重大事故を防止するため、「有責事故」「重大なインシデント（事故の兆候）」発生ゼロの継続を目標に以下の7項目を重点実施項目として経営陣が先頭に立ち、再発防止に全力を挙げて取り組んでいます。

- ① 「運輸安全マネジメント」の着実な実施による安全輸送の確保
- ② 安全運行確保のための問題点の抽出とその対策の着実な実施
- ③ 「安全報告書」による安全への取組みに関する情報の提供
- ④ ヒヤリ・ハット運動の推進
- ⑤ 駅の安全対策・防犯対策の推進
- ⑥ 安全性向上のための教育と実設訓練の推進
- ⑦ 南海トラフ地震防災対策

2 令和4年度の安全輸送の実態

(1) 主な鉄道事故防止と再発防止策

令和4年度に当社では、鉄道運転事故は0件でした。また、運輸安全委員会より報告される調査報告書の中から参考になる事故事例は『他山の石』として、毎月行われる業務研究会・安全対策委員会等で議論しています。

(2) 鉄道運転事故

令和4年度の鉄道運転事故は『0件』でした。

(3) 災害

令和4年度の自然災害による輸送障害は『4件』発生しました。

(4) インシデント

重大インシデントにつながるような兆候はありませんでした。

(5) 輸送障害（30分以上の遅延や運休）

自然災害以外で、列車の運休、抑止及び遅延（30分以上）は、中村・宿毛線で『6件』発生し阿佐線で『0件』でした。

(6) 行政指導等

令和4年度には、行政による指導を受けるような事項はありませんでした。

(7) その他（安全を脅かす事態）

特に安全を脅かすような事態はありませんでした。

3. 安全管理体制

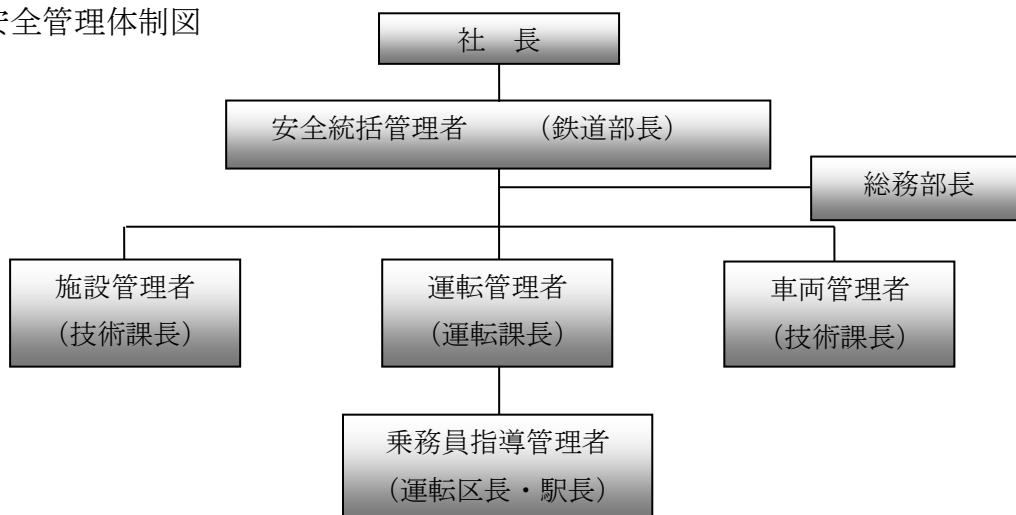
(1) 安全管理体制

平成 18 年 10 月に施行された改正鉄道事業法に基づき、安全管理規程を制定しました。

この規程は、輸送の安全を確保するために、遵守すべき事業の運営の方針、事業及び管理の体制、方法を定めることにより安全管理体制を確立し、輸送の安全水準の維持及び向上を図ることを目的とします。

また、安全管理規程に定められた経営部門や運転部門の内部監査を実施し、不十分などころの改善を求め、その状況を確認しました。

①安全管理体制図

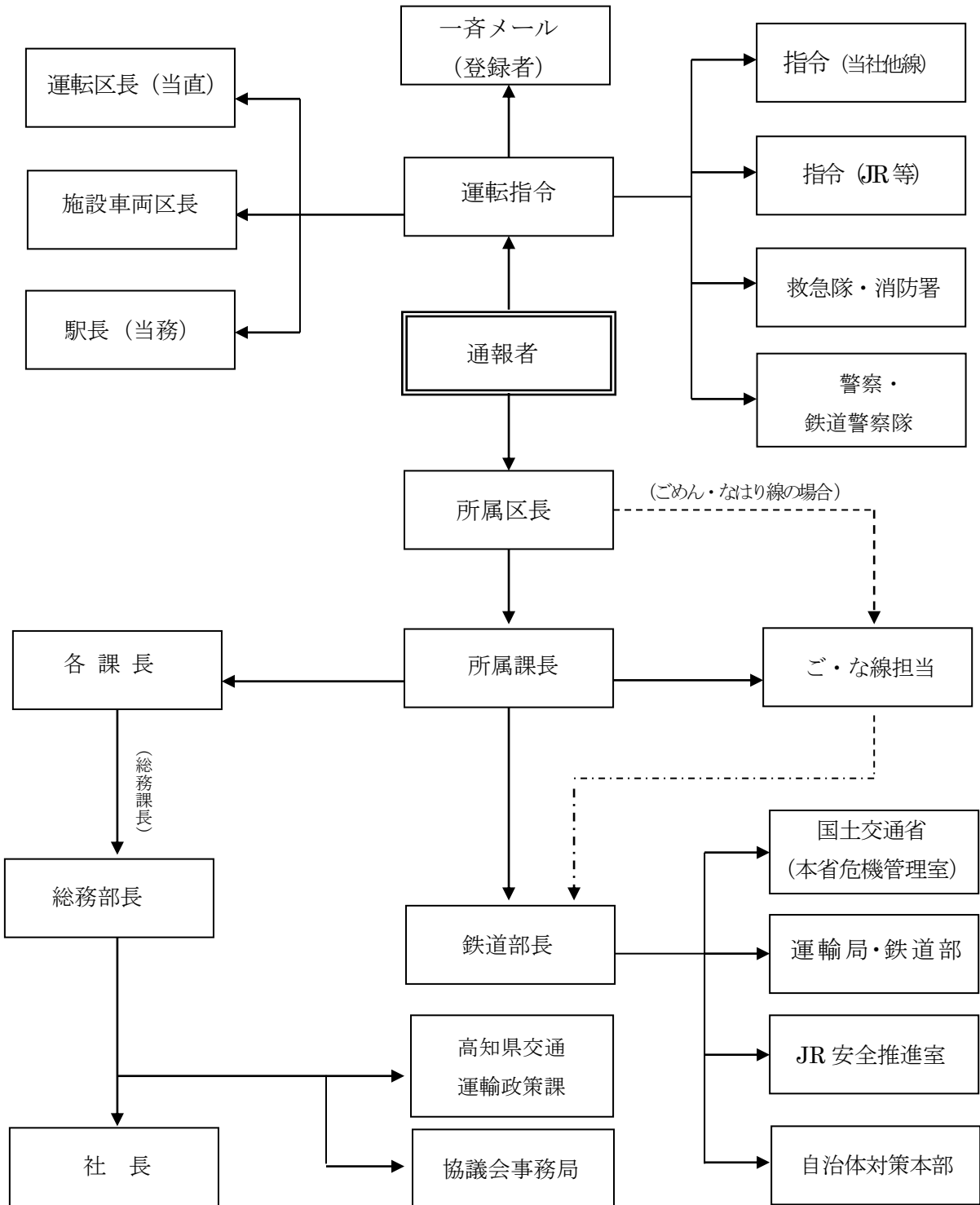


②主な管理者の役割

役 職	役 割
社長	輸送の確保に関する最終的な責任を負い、輸送の安全を確保するための鉄道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、その方法を定め、状況を把握し、必要な改善を行う。
安全統括管理者	鉄道整備、車両、運転取扱いの安全性及び相互部門の整合性を確保するとともに、安全確保を最優先し、輸送業務の実施及び各管理を統括管理し社長又は役員その他必要な管理者に対し、必要な意見を述べる。
運転管理者	運転管理者は、運転関係の係員及び鉄道施設、車両を総合的に活用し、安全で安定した輸送を確保するため、運行計画の設定及び改定、乗務員の運用、列車の運行管理、乗務員の育成及び資質の保持、その他運転に関する業務を管理する責務を有する。
施設管理者	施設管理者は、整備・維持管理計画、その他必要な計画の検討に当り、施設関係の係員、整備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性の検証を行うものとする。
車両管理者	車両管理者は、車両計画その他必要な計画の検討に当り、車両関係の係員、整備の状況その他の事項を統括的に勘案し、安全性及び実現可能性の検証を行うものとする。

③事故発生時の緊急連絡体制

鉄道運転事故等速報及び通報体制



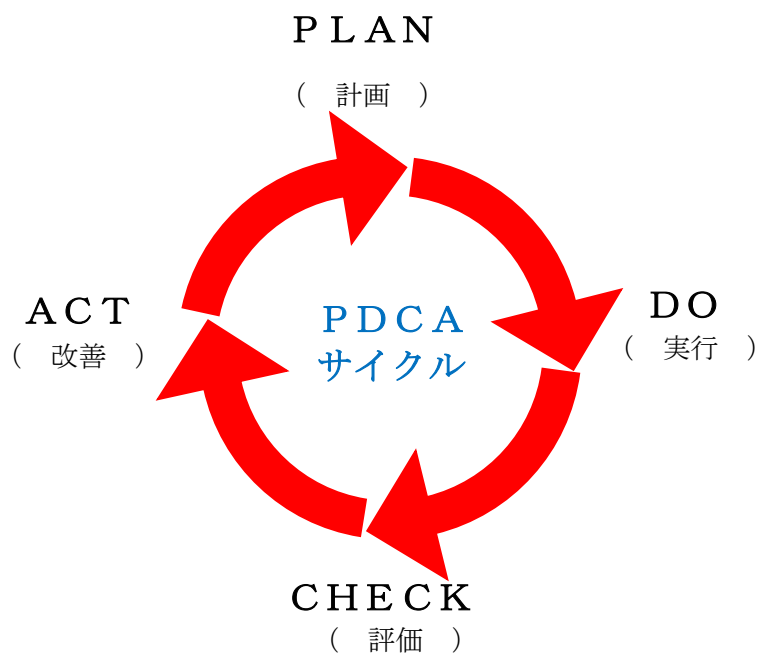
④内部監査の実施

当社では、運輸安全マネジメントの一環として、平成20年度から毎年、内部監査を実施しております。

令和4年度は、11月に経営管理部門及び現業実施部門の内部監査を実施いたしました。この結果「是正処置回答兼フォローアップ事項報告書」の発行は無く、経営管理者の安全マネジメント態勢への積極的な関与やリーダーシップ、現業実施部門の定期的な教育訓練、事故防止訓練、注意事項等の指示伝達、各種記録簿の記載状況等が、規程やルールを遵守し適切に実行されていることを確認しました。

⑤安全管理体制の見直し

当社では、安全最優先のもと、安全性向上のためPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を経営トップ主導で適切に機能させ、安全管理体制の見直し・改善を実施します。



(2) 安全管理に関する会議等

①課長会

この会議は、社長、総務部長、鉄道部長、副部長及び課長が出席し、毎月1回開催、営業や事故防止について協議しています。

②安全対策委員会

安全に関する取り組みとして、安全統括管理者を委員長とした「安全対策委員会」を毎月開催しています。実設訓練では、鉄道災害時における列車防護及び復旧訓練、警察・消防機関との合同救助訓練、鉄道人身事故発生時の対応訓練を実施。机上訓練では、主に運転事故や輸送障害の原因分析、対応策をはじめ、ヒヤリ・ハット報

告に関する事項などを協議し、安全管理体制の更なる充実に努めています。

③運輸安全マネジメント会議

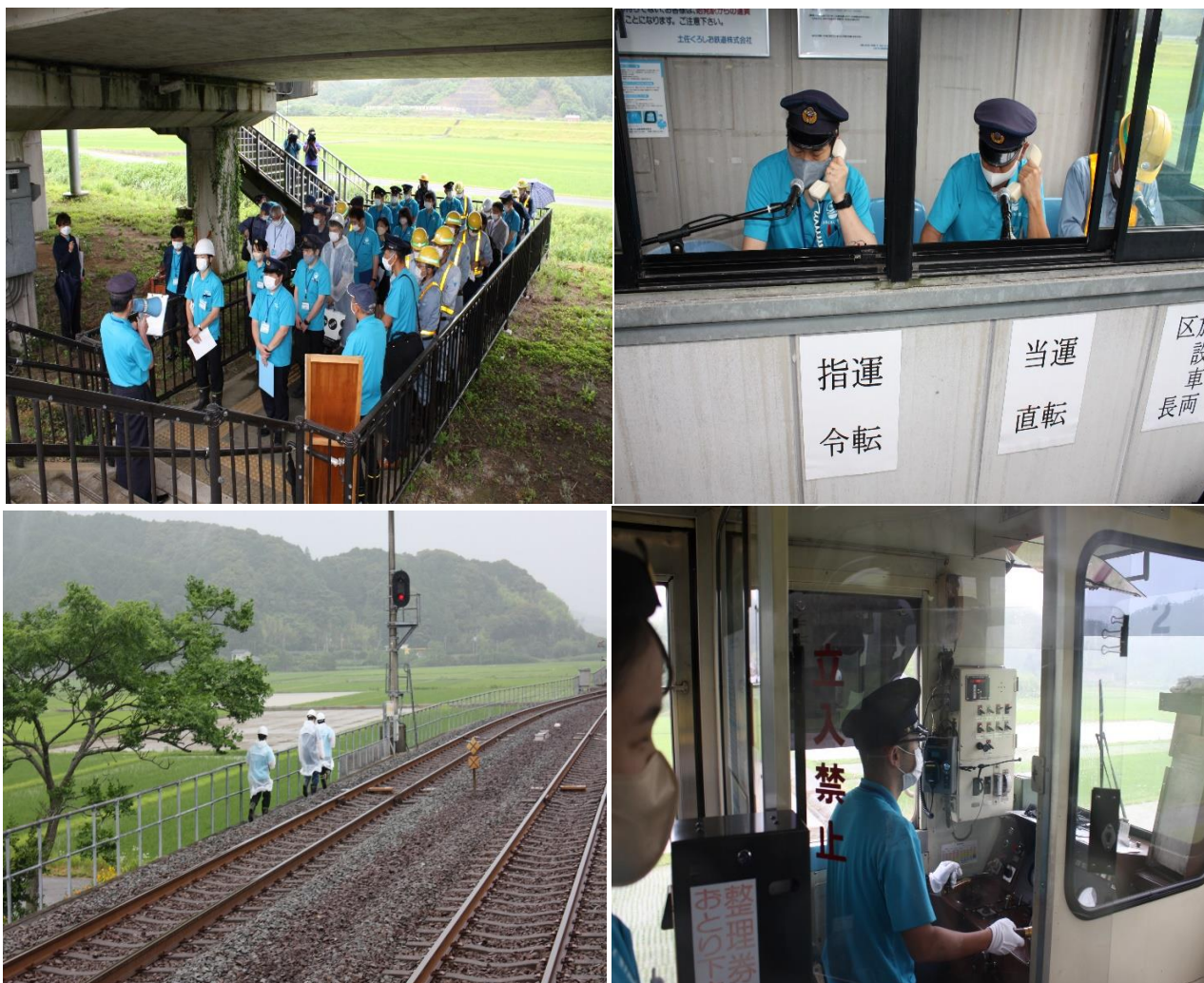
安全対策委員会の取組に対して重要事項などの事前チェックなどを行い、経営トップをリーダーに運輸安全マネジメント評価を行い安全管理体制の確立に努めています。

④異常時に備えた実設訓練の実施

この訓練は、鉄道災害の発生を想定し、訓練を実施・検証することにより、各機関が鉄道災害における安全管理体制の確保、災害対応力及び危機管理能力の向上を図ることを目的とし、3月2日の「土佐くろしお鉄道 安全の日」、6月11日の「土佐くろしお鉄道 事故防止の日」は、毎年、異常時に備えた実践的な訓練を実施しています。

○土佐くろしお鉄道 事故防止の日（伝令法訓練）

毎年、6月11日は「土佐くろしお鉄道 事故防止の日」として過去の事故を教訓として訓練を実施しています。駅間の途中で、車両の故障により走行不能となった車両を安全に收容するため各部署との情報伝達及び運転取扱いについての訓練を実施しました。



○踏切脱出訓練（踏切事故防止キャンペーン）

令和4年11月1日（火）安芸駅総合事務所（社員駐車場）において、JR 四国株式会社から踏切設備をレンタルし、踏切内に車が閉じ込められた場合の脱出方法と進来してくる列車を止める手段の訓練を芸西小学校生徒さんと安芸自動車学校の教官、安芸市役所職員、芸西村職員の方々に参加していただきました。また、安芸市伊尾木地区にある「第1伊尾木踏切」及びその周辺の住民の方々に対して踏切を渡る際の注意事項を記載したビラを配布しました。



○南海トラフ地震津波発生時の避難誘導訓練

令和4年10月6日(木)列車走行中に南海トラフ地震が発生したことを想定し、列車から安全に降車する手段(列車用避難シューター、避難梯子)を使った訓練と、乗客を高台にある黒潮町役場の避難場所まで誘導する訓練を四国運輸局、高知県鉄道警察隊、中村警察署、黒潮町役場、黒潮町入野小学校生徒、黒潮町立大方中学校生徒に参加していただきました。



⑤安全衛生委員会

労働災害を防止するため、各職場の環境整備や職員の健康管理に関する報告を行い、2ヵ月に一度、産業医を招き職場環境及び職員の健康診断受診時の健康状態についてご指導を受け職場環境改善に取り組んでいます。

⑥業務研究会

各職場単位で、毎月、業務研究会を実施し社員の資質の向上に努めています。

4 安全対策の実施

(1) 人材対策

安全確保のためには車両、鉄道施設の充実だけでは実現できません。あくまでも取扱いを行うのは運転係員で、係員の知識及び技術の向上・継承を図るとともに、事故防止に取り組むことが重要と考えています。毎月2時間の業務研修会の他に、車両メーカーが実施する車両に対する講習会や、JR四国が行う事故対策訓練に参加するなど、技術の向上と継承に取り組んでいます。

(2) 安全設備対策（5ヵ年計画の実績と計画）

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
防犯カメラ設置	2,939	484			
車両 CCS 更新工事		4,000	4,000		3,900
集中電子連動装置			95,000	99,500	99,000
高架橋耐震工事	115,063	121,400	131,235	134,320	122,912
高架橋断面修復工事	21,505	21,420	21,775	20,080	19,800
PC枕木化工事	47,601	48,600	49,800	49,800	49,800
合成枕木化工事	16,445	16,933	25,656		
無線基地局の増設	69,717				
地震津波避難路の整備	2,684				
合計	275,954	212,837	327,466	303,700	

(3) 安全に関する現場等における取組み

①乗務員に対する確実な点呼

乗務点呼においては、対面点呼を基本とし点呼執行者による注意事項・伝達事項・徐行箇所等の確認、乗務員の健康状態の把握に努めるほか、体温測定、アルコール検知器による酒気帯びのチェックを実施しています。また、乗務終了後は、当日の運転状況の報告及び次勤務の確認を行っています。



②睡眠時無呼吸症候群対策

睡眠障害に起因する事故等を防止するため、全ての運転士に対し、定期的に睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査（簡易検査）を実施しています。その結果、睡眠時無呼吸症候群の疑いが認められた場合は、専門医で精密検査を行い、治療が必要と診断された場合は、一時乗務を停止して治療に専念しています。

③管理職及び助役の列車添乗による基本動作の励行・運転技術の向上による列車の安全運行確認と乗務員教育の実施

定期的に、助役職以上による列車添乗を行い、乗務員の指導や正しい基本動作・機器扱いの確認や、安全輸送を支える係員に対して安全意識の向上を図るため、毎月教育訓練を実施しています。

④輸送安全総点検の実施

GW期間、夏季多客輸送期間、年末年始多客輸送期間においては、重点的に「鉄道テロ対策」の警備として、駅構内や列車内の巡視強化、車内放送による啓発放送などを行い、テロの未然防止に努めています。

⑤ヒヤリ・ハット運動の推進

見過ごしてしまうと事故に繋がりがかねない事象について「ヒヤリ・ハット」報告として、各職場単位で情報収集を行い、安全対策委員会に提出し対策・改善策など議論して事故防止に努めています。

⑥転落防止対策に関する取り組み

プラットフォーム転落事故防止対策について、中村・宿毛線、ごめん・なはり線の両線では、列車（特急・快速）が通過する駅に対しては、特急列車通過時刻及び多言語化で特急列車通過駅であることを知らせる注意看板を設置し、また、見通しが悪い駅では、ホーム通過400m手前付近（停車場接近標）で気笛を吹鳴し注意喚起を実施しています。繁忙期等でプラットフォーム上にお客様が多い場合には、列車入線時にプラットフォーム看視を行う係員を配置し、目の不自由な方には「声かけ」を心掛けホーム転落事故防止に取り組んでいます。

（4）地震対策

早期地震速報システムが導入され平成27年3月11日に「中村・宿毛線」3月14日に「ごめん・なはり線」でそれぞれ運用を開始しています。

気象庁の緊急地震速報システムを活用し、震度4以上を想定される地震を感知した場合には、自動的に列車無線を発報して走行中の乗務員に知らせ、直ちに列車の停止手配を行うこととしています。

5. 利用者・沿線住民の皆さま、関係者との連携

(1) 利用者・沿線住民の皆さまからの声

日頃より当社線をご利用頂いている、お客様や沿線住民のご意見やご要望を受け賜るため、主要駅に「ふれあい箱」を設置、また、「土佐くろしお鉄道ホームページ」にてご意見を頂いています。「お客様のご意見」を頂いた場合には、速やかに必要な対策の検討を行い、回答することとしています。

(2) 利用者・沿線住民の皆さまへの要望

鉄道運転事故の種別として「踏切障害事故」があります。この種の事故が、発生してしまうと、人命にかかわる重大事故につながる危険性があり、踏切事故防止キャンペーン等を通じて注意喚起を行っています。

鉄道事業者としては、踏切遮断機や警報装置を設置し、踏切事故防止に取り組んでいますが、沿線住民の方々にもご協力をお願いしています。

(3) 利用者・沿線住民の皆さま、関係者との協議

当社では、「土佐くろしお鉄道・高知西南交通バスサポーターズクラブ」や「ごめん・なはり線友の会」があり、様々なご意見を頂いています。

6. 安全報告書へのご意見と第三者評価

(1) 安全報告書へのご意見募集

平成18年10月より改正鉄道事業法が施行され、毎年1回、安全報告書を公表することが義務化され、今回で17回目となりました。

この報告書には、当社の安全に対する意見や取り組みを主に記載しており経営者・社員一同絶対に事故を起こさないという意識を持って日夜業務に励んでいます。

この安全報告書をご覧になって、安全に対するご意見がありましたら、ふれあい箱又は当社までご連絡いただければ幸いと存じます。

(2) 安全報告書に対する第三者評価

令和4年度の安全報告書について、第三者からのご意見はありませんでした。

(3) 安全報告書の公表への反響や得られた効果

安全報告書は、部外公表だけでなく社内にも配布し会社の安全方針を示し周知徹底するもので、全社員が同じ目線で目標を共有できるものであります。